

環境保全型農業直接支払交付金に関するQ & A

令和6（2024）年10月1日

栃木県農政部経営技術課

1 県の実施要領

（質問1－1）

市町が環境保全型農業直接支払交付金を交付しない場合、県は交付するのでしょうか。

（回答）

県は、予算の範囲内で、市町が交付する交付金と同額を支援します。

したがって、市町が交付金を交付しない場合は、県も交付しません。また、市町が交付する交付金を減額した場合は、県も減額します。

なお、県内の申請額の総額が県の予算額を上回る場合であって、かつ市町からの交付見込額の県内の総額が県の予算額を上回る場合、県は交付金の交付額を調整します。

2 対象活動

（質問2－1）

カバークロップ等で麦を作付けする場合、麦の種子はどのようなものを使ったらよいですか。また、播種量は、どのくらいですか。

（回答）

（1）種子

カバークロップ等（主作物用は除く。）で麦を栽培する場合、通常の種子や準種子など品質が確保された種子を使用してください。

農業者は証拠書類として「品質が確保された種子を標準播種量以上播種したこと」を証明する書類（種子の購入伝票、作業記録等）を保管願います。

（2）播種量

支援を受けるためには、種子のカタログや県の栽培技術指針等で示されている播種量以上の播種が必要です

カバークロップ等で播種する麦の播種量は次の資料に基づきます。

- ・「麦の栽培技術指針」栃木県農政部

なお、散播の場合の播種量は、上記資料に記載されたドリル播での播種量の1.5倍とします。

(質問 2－2)

有機農業の取組として、そばは支援の対象となるでしょうか。

(回答)

環境保全型農業直接支払交付金実施要領の第4の1の(8)では、有機農業の取組は、通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物については、支援の対象としないものとし、その判定については、地域の慣行レベルを踏まえて行うこととしています。

本県で設定した「化学肥料施用量及び化学合成農薬成分回数の慣行基準」において、そばは化学合成農薬を使用しない作物としています。

したがって、本県のそばは、有機農業の取組の対象とはなりません。

なお、化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組の慣行レベルは、県が設定した「化学肥料施用量及び化学合成農薬成分回数の慣行基準」に基づきます。

(質問 2－3)

県の慣行レベルが設定されていなくても、有機農業の取組の対象となる品目はありますか。

(回答)

環境保全型農業直接支払交付金実施要領の第4の1の(8)では、有機農業の取組は、通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物については、支援の対象としないものとしています。

ひまわり(種子)、なたね、かき、キウイフルーツ、まこもたけ、ピーマン、モロヘイヤ、いんげんまめ、こまつな、チンゲンサイ、あずき、らっかせい、とうがらし、ゆず、ミニトマト、非結球レタス、みずな、陸稲、にんじん(春どり)、えごまは、県が作成している栽培技術指針等で判定した結果、通常の営農管理において、化学肥料及び化学合成農薬を使用していることが確認できましたので、有機農業の取組の対象となります。

なお、本交付金で支援の対象となるのは、販売を目的にその作物を生産する場合に限られます(環境保全型農業直接支払交付金実施要領の第2の1)。

(質問 2－4)

県で慣行基準を設定している牧草等の飼料作物は対象となりますか。

(回答)

本交付金で支援の対象となるのは、販売を目的にその作物を生産する場合に限られます(環境保全型農業直接支払交付金実施要領の第2の1)。

飼料作物については、その飼料を給与した牛の肉や生乳などを有機畜産物として販売するまでの体系化がされている場合に限り、申請できます。

(質問 2－5)

食用や飼料用として栽培されている水稻は、慣行基準のどの作目が適用されるのですか。

(回答)

「利用目的」と「品種」で判断してください。

(1) 利用目的が「食用※」の場合

「水稻」の慣行基準を慣行としてください。「移植時期」と「品種（コシヒカリ、コシヒカリ以外）」で慣行基準が異なりますので注意してください。

※ 人間の食料とするもの（米粉利用、醸造利用等を含む）

(2) 利用目的が「飼料」（飼料作物）の場合

種実を飼料として利用する場合「飼料米」、茎葉を含む地上部全体を収穫し稲発酵粗飼料（WC S）として利用する場合「飼料イネ」の基準を適用してください。

食用品種が飼料用として利用されている場合があるため、以下の条件に適合するものを「飼料米」又は「飼料イネ」としてください（別表）。

(1) 県で飼料用としている品種

(2) 本県で栽培可能な多収品種のうち飼料用品種

(3) 県が飼料用と確認した品種

飼料用として栽培する「あさひの夢」、「とちぎの星」等の慣行基準は「水稻（早植栽培・普通植栽培）」となります。

なお、有機農業の取組で「飼料作物」と「飼料作物以外」は、交付単価が異なるので注意してください。

(質問 2－6)

炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用（以下、「堆肥の施用」と記す。）の取組において、県で定める地域独自要件はあるでしょうか。

(回答)

本県では、次の2点を地域独自要件として定めています。

① 水稻栽培での稲わら持ち出し

水稻栽培での湛水条件による温室効果ガスであるメタンの生成を抑制するとともに、稲わらと堆肥の交換による耕畜連携を推進するため、本県では水稻での稲わら持ち出しを要件化します。

② 飼料作物は支援対象外とします

堆肥を施用し飼料作物を5割低減で栽培する取組は、掛かり増し経費の発生度合いが比較的低いと想定されるため、本県では堆肥の施用の取組においては、飼料作物（飼料米、飼料イネ、飼料用とうもろこし、イタリアンライグラス）を対象外とします。ただし、カバークロップ等と組み合わせる場合の取組では、掛かり増し経費が発生するため、引き続き主作物としての飼料作物（飼料米、飼料イネ、飼料用とうもろこし、イタリアンライグラス）を支援対象とします。

(別表)

分類	品種名
(1) 県で飼料用としている品種※	夢あおば、つきはやか、つきあやか、クサホナミ、 つきすずか
(2) 本県で栽培可能な多収品種のうち飼料用品種	(多収品種) べこごのみ、いわいだわら、べこあおば、オオナ リ、モミロマン、ホシアオバ、みなちから、北陸 193 号、クサホナミ (特認品種) 月の光
(3) 県が飼料用と確認した品種 (ただし、飼料用として栽培される ものに限る)	とよめき

※ 飼料作物奨励品種等として特性を公表している品種